

武蔵野市一般職の職員の旅費に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 24 日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市一般職の職員の旅費に関する条例

武蔵野市一般職の職員の旅費に関する条例（昭和28年3月武蔵野市条例第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、公務のために旅行する一般職の職員（以下「職員」という。）の旅費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 出張 職員が公務のため、一時その在勤庁を離れて旅行することをいう。
- (2) 赴任 転任を命ぜられた職員が、その転任に伴う移転のため、旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。
- (3) 帰住 職員が死亡した場合において、その遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。
- (4) 家族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ制度の相手方（武蔵野市男女平等の推進に関する条例（平成29年3月武蔵野市条例第1号）第2条第12号に規定するパートナーシップの届出を受理したことを証する書面の交付又は同号に規定するパートナーシップ制度と同等の制度であると市長が認める他の地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ制度の相手方であって、職員と同居し、かつ、生計を一にしているものをいう。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。ただし、外国旅行にあつては、職員の配偶者又はパートナーシップ制度の相手方及び子で職員と生計を一にするものをいう。
- (5) 遺族 職員の配偶者又はパートナーシップ制度の相手方、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (6) 旅行役務提供者 次のアからケまでに掲げる者（以下「旅行業者等」という。）であつて、武蔵野市（以下「市」という。）と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務及びカード等（割賦販売法（昭和36年法律第159号）第2条第3項第1号に規定するカード等をいう。以下同じ。）を旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約

する契約をいう。以下同じ。)を締結したものをいう。

ア 旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者

イ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条第1項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正10年法律第76号）第4条に規定する軌道経営者

ウ 海上運送法（昭和24年法律第187号）第23条の3第2項に規定する船舶運航事業者

エ 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業を営業者

オ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第7項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者

カ 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営業者

キ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第55条第1項に規定する貨物利用運送事業者

ク 外国におけるアからキまでに掲げる者に相当するもの

ケ 割賦販売法第31条に規定する登録包括信用購入あっせん業者（市との契約によりカード等をアからクまでに掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。）

2 この条例において「何級の職務」という場合には、武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年2月武蔵野市条例第7号）第3条に規定する給料表により定められた当該級の職務をいう。

3 この条例において「何々地」という場合には、本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）にあっては市町村の地域（特別区の存する区域にあってはその全地域）をいい、外国にあってはこれに準ずる地域をいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、その職員に対し旅費を支給する。

2 職員、その配偶者若しくはパートナーシップ制度の相手方若しくは子又は職員の遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に旅費を支給する。

(1) 職員が出張中又は赴任中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」

という。) となった場合 (当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。) 当該職員

(2) 職員が出張中若しくは赴任中に死亡し、又は外国の在勤地において死亡した場合 当該職員の遺族

(3) 勤続2年以上の職員が死亡した場合において、当該職員の遺族が、その死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住した場合
当該遺族

(4) 外国在勤の職員の配偶者若しくはパートナーシップ制度の相手方又は子が、当該職員の在勤地において死亡した場合 当該職員

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令を取り消され、又は死亡した場合において当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうち、その者の損失となった金額を、旅費として支給することができる。

5 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中に交通機関の事故により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内の金額を旅費として支給する。

6 第1項、第2項及び第4項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令）

第4条 出張又は赴任は、任命権者又は任命権者の定めるところにより当該職員に対し旅行命令の専決権を有する者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令によって行われなければならない。

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合に限り、旅行命令を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令の変更（取消しを含む。以下同じ。）をする必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは

第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿に、任命権者が定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に提示しなければならない。ただし、旅行命令簿に当該事項の記載又は記録をし、これを提示するいとまがない場合には、口頭によって旅行命令を発し、又はこれを変更することができる。

5 前項ただし書の規定により、口頭によって旅行命令を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿に同項に定める事項の記載又は記録をし、提示しなければならない。

6 旅行命令簿の記載事項及び様式は、任命権者が定める。

(旅行命令に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令の変更の申請をする時間的余裕がない場合には、旅行命令に従わないで旅行した後、速やかに旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が前2項の規定による旅行命令の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令に従わないで旅行したときは、その旅行者は、旅行命令に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種目及び内容)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、第11条から第22条までに定めるところによる。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、第6条及び第11条から第22条までに規定する種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求及び精算)

第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者

若しくは概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの又は旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、請求書又は精算書（当該請求書又は精算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「請求書等」という。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支出等を担当する者（以下「支出担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうち、その資料を提出しなかったためその旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後、所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出担当者等は、前項の規定による精算の結果、過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 請求書等又は資料が電磁的記録による場合は、電磁的方法により提出することができる。
- 5 請求書等及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間その他必要な事項は、任命権者が定める。

第9条 私事のため在勤地又は出張地以外の地に居住し、又は滞在する者がその居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費が、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

第10条 特別職に随行して出張する場合には、鉄道賃、船賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当については、当該特別職と同額の旅費を支給する。

（鉄道賃）

第11条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要であると任命権者が認める場合に限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第12条 船賃は、船舶（海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要であると任命権者が認める場合に限り。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第13条 航空賃は、航空機（航空法第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要であると任命権者が認める場合に限り。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第14条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要であると任命権者が認める場合に限り。）の額の合計額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない

事情により、移動に要する費用の算定ができない場合には、路程1キロメートルにつき37円とする。

(1) 道路運送法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項ただし書の場合において、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（宿泊費）

第15条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、1夜につき19,000円（以下「宿泊費基準額」という。）の範囲内の実費額とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る特別な事情があるとして任命権者が認める場合の宿泊費の額は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第16条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第11条から第14条までの規定による交通費（以下「交通費」という。）の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額の範囲内の実費額とする。

（宿泊手当）

第17条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜につき2,400円の定額とする。ただし、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる額とする。

(1) 宿泊費又は包括宿泊費に朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 定額の3分の2の額

(2) 宿泊費又は包括宿泊費に朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 定額の3分の1の額

2 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前項の規定にかかわらず、前項第1号の額とする。ただし、交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうち

これらに相当するものを含む。)に食費に相当するものが含まれる場合は、前項に定める定額の3分の1の額とする。

(転居費)

第18条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第20条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、次に掲げる方法により算定される額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するとき(複数の運送業者に見積りをさせることができない特別な事情があると任命権者が認めるときを含む。)に限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものであるとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くものとする。

(着後滞在費)

第19条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第20条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際、家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

- 2 任命権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(渡航雑費)

第21条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費（予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、入出国税並びに国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第17条で定める費用）の額とする。

(死亡手当)

第22条 死亡手当は、職員又はその配偶者若しくはパートナーシップ制度の相手方若しくは子の外国における死亡（第3条第2項第2号又は第4号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は国家公務員等の旅費支給規程第18条で定める額とする。

(退職者等の旅費)

第23条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、次に掲げる額とする。

- (1) 職員が出張中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費の額
- (2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費の額

- 2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

(遺族の旅費)

第24条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、次に定める旅費とする。

- (1) 職員が出張中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地。以下この条において同じ。）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費
- (2) 職員が赴任中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費
- (3) 職員が外国の在勤地において死亡した場合には、出張の例に準じ、職

員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第5号に掲げる順序により、同順位者がある場合には年長者を先にする。

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）とする。

4 第3条第2項第4号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張の例に準じ、職員が居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費とする。

（外国旅行の旅費）

第25条 外国旅行の旅費は、第11条から第20条までの規定にかかわらず、別表の額を支給する。

2 外国旅行中に本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前各条に定めるところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの宿泊手当又は本邦に到着した日までの宿泊手当については、前項に定めるところによる。

（旅費の特例）

第26条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

（旅費の返納）

第27条 支出担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、任命権者が定める。

（委任）

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の武蔵野市一般職の職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される武蔵野市職員の処遇等に関する条例の一部改正)

- 3 外国の地方公共団体の機関等に派遣される武蔵野市職員の処遇等に関する条例(平成5年3月武蔵野市条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
(派遣職員に対する旅費の支給) 第7条 派遣職員には、特に必要があると認められるときは、武蔵野市一般職の職員の旅費に関する条例(昭和28年3月武蔵野市条例第5号)に定める外国旅行の例に準じ旅費を支給することができる。	(派遣職員に対する旅費の支給) 第7条 派遣職員には、特に必要があると認められるときは、武蔵野市一般職の職員の旅費に関する条例(令和 年 月武蔵野市条例第 号)に定める外国旅行の例に準じ旅費を支給することができる。	字句の改正

別表(第25条関係)

外国旅行旅費額表

区分	支給額
4級以上の職務にある者	国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号)中7級以上の職務にある者の相当額
3級以下の職務にある者	国家公務員等の旅費に関する法律施行令中6級又は5級の職務にある者の相当額

(提案理由)

社会情勢の変化に伴い、一般職の職員の旅費の種目及び内容を改めるとともに、旅費の支給に係る規定を改めるほか、所要の改正をするものである。